

資料1-2

## 子どもの権利条例（素案）

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害のある、なしなどに関わらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、暮らすことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや願いをしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。子どもは自分の思いや考えを表し、まわりの人に認められ、多くの人たちと信じあうことで、一人の人間としての責任感が芽生え、地域社会をつくる一員となることができます。

一人ひとりの子どもが大切にされ、お互いの思いや考えが尊重され、誰もが認められる権利を大切にしようまちは、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約の基本となる考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにと

って<sup>もっと</sup>最<sup>じつげん</sup>もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この<sup>せんげん</sup>条<sup>じょうれい</sup>例<sup>れい</sup>を定めます。

## もくてき (目的)

だ<sup>じょう</sup>い<sup>じょうれい</sup>条<sup>じょうれい</sup>例<sup>れい</sup>は、子<sup>こ</sup>どもにとって最<sup>もっと</sup>もよいことは何かを<sup>なに</sup>第<sup>だいいち</sup>一<sup>かんが</sup>に考<sup>かんが</sup>え、  
子<sup>こ</sup>どもの<sup>けんり</sup>権<sup>たいせつ</sup>利<sup>まも</sup>を大切<sup>まも</sup>に守<sup>まも</sup>っていくために、その<sup>きほん</sup>基<sup>かんが</sup>本<sup>かんが</sup>となる考<sup>かんが</sup>えをみんなで  
理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>し、江<sup>え</sup>戸<sup>ど</sup>川<sup>がわ</sup>区<sup>く</sup>の<sup>ぜんたい</sup>ま<sup>こ</sup>ち<sup>すこ</sup>全<sup>そだ</sup>体<sup>さき</sup>で子<sup>こ</sup>ども<sup>すこ</sup>の<sup>そだ</sup>健<sup>さき</sup>や<sup>さき</sup>かな<sup>さき</sup>育<sup>さき</sup>ち<sup>さき</sup>を支<sup>さき</sup>えて<sup>さき</sup>いく<sup>さき</sup>こ<sup>さき</sup>を  
目<sup>もくてき</sup>的<sup>もくてき</sup>と<sup>もくてき</sup>し<sup>もくてき</sup>ま<sup>もくてき</sup>す。

## ことば いみ (言葉の意味)

だ<sup>じょう</sup>い<sup>じょうれい</sup>条<sup>じょうれい</sup>例<sup>れい</sup>で使<sup>つか</sup>う<sup>ことば</sup>言<sup>い</sup>語<sup>み</sup>の<sup>い</sup>意<sup>か</sup>味<sup>か</sup>につ<sup>い</sup>て<sup>か</sup>は、<sup>い</sup>そ<sup>か</sup>れ<sup>か</sup>ぞ<sup>か</sup>れ<sup>か</sup>以<sup>か</sup>下<sup>か</sup>の<sup>い</sup>と<sup>か</sup>お<sup>か</sup>り<sup>か</sup>で<sup>い</sup>す。

- 一 「<sup>こ</sup>子<sup>こ</sup>ども」<sup>く</sup>とは、<sup>す</sup>区<sup>す</sup>内<sup>す</sup>に<sup>す</sup>住<sup>す</sup>ん<sup>す</sup>で<sup>す</sup>い<sup>す</sup>たり、<sup>ま</sup>学<sup>ま</sup>ん<sup>ま</sup>で<sup>ま</sup>い<sup>ま</sup>たり、<sup>は</sup>働<sup>は</sup>い<sup>は</sup>て<sup>は</sup>い<sup>は</sup>たり、  
<sup>か</sup>活<sup>か</sup>動<sup>か</sup>を<sup>か</sup>し<sup>か</sup>たり<sup>か</sup>し<sup>か</sup>て<sup>か</sup>い<sup>か</sup>る<sup>か</sup>人<sup>か</sup>の<sup>か</sup>中<sup>か</sup>で<sup>か</sup>ま<sup>か</sup>だ<sup>か</sup>18<sup>か</sup>歳<sup>か</sup>に<sup>か</sup>な<sup>か</sup>っ<sup>か</sup>て<sup>か</sup>い<sup>か</sup>ない<sup>か</sup>人<sup>か</sup>を<sup>か</sup>い<sup>か</sup>い<sup>か</sup>ま<sup>か</sup>す。た  
だ<sup>か</sup>し、<sup>か</sup>こ<sup>か</sup>れ<sup>か</sup>ら<sup>か</sup>の<sup>か</sup>人<sup>か</sup>と<sup>か</sup>同<sup>か</sup>じ<sup>か</sup>く<sup>か</sup>権<sup>か</sup>利<sup>か</sup>を<sup>か</sup>認<sup>か</sup>め<sup>か</sup>る<sup>か</sup>こ<sup>か</sup>と<sup>か</sup>が<sup>か</sup>ふ<sup>か</sup>さ<sup>か</sup>わ<sup>か</sup>し<sup>か</sup>い<sup>か</sup>人<sup>か</sup>も<sup>か</sup>含<sup>か</sup>み<sup>か</sup>ま<sup>か</sup>す。
- 二 「<sup>ほ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ほ</sup>者<sup>ほ</sup>」<sup>お</sup>とは、<sup>お</sup>親<sup>お</sup>や、<sup>お</sup>親<sup>お</sup>に<sup>お</sup>代<sup>お</sup>わ<sup>お</sup>つ<sup>お</sup>て<sup>お</sup>養<sup>お</sup>育<sup>お</sup>を<sup>お</sup>す<sup>お</sup>る<sup>お</sup>里<sup>お</sup>親<sup>お</sup>な<sup>お</sup>ど<sup>お</sup>を<sup>お</sup>い<sup>お</sup>い<sup>お</sup>ま<sup>お</sup>す。
- 三 「<sup>く</sup>区<sup>く</sup>民<sup>く</sup>」<sup>く</sup>とは、<sup>く</sup>区<sup>く</sup>内<sup>く</sup>に<sup>く</sup>住<sup>く</sup>ん<sup>く</sup>で<sup>く</sup>い<sup>く</sup>たり、<sup>ま</sup>学<sup>ま</sup>ん<sup>ま</sup>で<sup>ま</sup>い<sup>ま</sup>たり、<sup>は</sup>働<sup>は</sup>い<sup>は</sup>て<sup>は</sup>い<sup>は</sup>たり、  
<sup>か</sup>活<sup>か</sup>動<sup>か</sup>を<sup>か</sup>し<sup>か</sup>て<sup>か</sup>い<sup>か</sup>る<sup>か</sup>人<sup>か</sup>や<sup>か</sup>団<sup>か</sup>体<sup>か</sup>、<sup>じ</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>じ</sup>所<sup>じ</sup>を<sup>じ</sup>い<sup>じ</sup>ま<sup>じ</sup>す。
- 四 「<sup>そ</sup>育<sup>そ</sup>ち<sup>そ</sup>学<sup>そ</sup>ぶ<sup>そ</sup>施<sup>そ</sup>設<sup>そ</sup>」<sup>ほ</sup>とは、<sup>ほ</sup>保<sup>ほ</sup>育<sup>ほ</sup>所<sup>ほ</sup>や<sup>ほ</sup>幼<sup>ほ</sup>稚<sup>ほ</sup>園<sup>ほ</sup>、<sup>が</sup>学<sup>が</sup>校<sup>が</sup>な<sup>が</sup>ど<sup>が</sup>の、<sup>こ</sup>子<sup>こ</sup>ども<sup>そ</sup>が<sup>そ</sup>育<sup>そ</sup>ち、

まな かつどう りよう しせつ  
学んだり、活動したりするために利用する施設をいいます。

たいせつ けんり  
(大切な権利)

だい じょう こ じどう けんり かん じょうやく かんが もと う  
第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたとき  
からけんり も ひと けんり たいせつ まも  
から権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 えどがわく など (えどがわく ほごしゃ そだ まな しせつ かんけいしゃ くみん  
江戸川区など(江戸川区、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、区民をいいま  
す。)は、こ せいちよう とく つぎ けんり たいせつ  
子どもが成長していくために、特に次の4つの権利を大切に  
していきます。

一 こ じぶん たいせつ そんない じっかん  
子どもは、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、  
じぶん せいちよう しえん  
自分らしく成長できるよう支援されること。

二 こ じゆう いけん あらわ じぶん かんが いけん う  
子どもは、自由に意見を表すことができ、自分の考えや意見が受け  
と ねんれい はったつ おう かんが  
止められ、年齢やころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもら  
えること。

三 こ へいわ あんぜん かくほ さべつ ぎやくたい  
子どもは、平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、い  
じめなどをうけずにあんしん い  
じめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

四 こ かんが かつどう こ もっと  
子どもに関わるすべての活動において、その子どもにとって最もよい  
ことがしっかりと考えてもらえること。

3 こ じぶん けんり たいせつ おな じぶんいがい ひと  
子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の  
けんり たいせつ  
権利を大切にします。

えどがわく やくわり  
(おとなと江戸川区の役割)

第四条 保護者は、子育てについて第一に責任があり、家庭が子どもの健や

かな成長のためにはなくてはならない大切な場であることを自覚し、必要が

あるときは江戸川区や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を受けながら、子ど

もが健やかに育つよう、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな

育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のため

に重要な役割を持っていることをしっかりと理解し、子どもが自分で考

え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に

守られるよう努めます。

4 江戸川区は、子どもの権利を大切にし、子どもの意見をきき、子どもが

地域社会へ参加していくことができるよう支援していきます。

5 江戸川区は、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくととも

に、子どもの立場から考えたまちづくりを江戸川区のまち全体にわたって

計画的に行い、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

6 江戸川区は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくため

の計画をつくります。

れんけい  
(連携)

第五条 江戸川区などは、お互いに協力しながら子どもの育ちを支援します。

2 江戸川区は、国や他の地方公共団体（都道府県や区市町村をいいます。）などと協力して、子どもに関する政策を実施し、子どもの育ちを支援します。

（権利が守られていない状態からの回復）

第六条 江戸川区などは、お互いに協力しながら差別や虐待、いじめなど、子どもの権利が守られていない状態について早期に発見し、権利が守られていない状態からの回復のための支援に努めます。

2 江戸川区は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。

3 江戸川区は、子どもの権利が守られていない状態について、その状態からのすみやかな回復を支援することを目的として、区長と教育委員会の下に子どもの権利が守られているかを確認する機関を設置します。

（家庭における権利を大切に守っていくこととそのための支援）

第七条 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

2 江戸川区は、保護者がその役割を理解し、安心して子育てをすることがで

きるよう必要な支援に努めます。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者や区民は、保護者が家庭で安心して子育てができるようお互いに協力しながら支援するよう努めます。

(地域における権利を大切に守っていくこととそのための支援)

第八条 区民は、地域の中で子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

- 2 区民や江戸川区は、その役割をしっかりと理解し、地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

- 3 江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して必要な支援に努めます。

(育ち学ぶ施設における権利を大切に守っていくこととそのための支援)

第九条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

- 2 育ち学ぶ施設の管理者は、保護者や区民に対して、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するよう努めます。

(子どもの権利を広く伝え、知ってもらうこと)

第十条 江戸川区は、子どもの権利について、子どもや区民に理解してもらう

ように努めます。

2 江戸川区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などで、子どもが権利について学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援に努めます。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか必要なことについては、江戸川区長が別に定めます。